

インフルエンザ流行情報（第20報）

●インフルエンザ流行情報

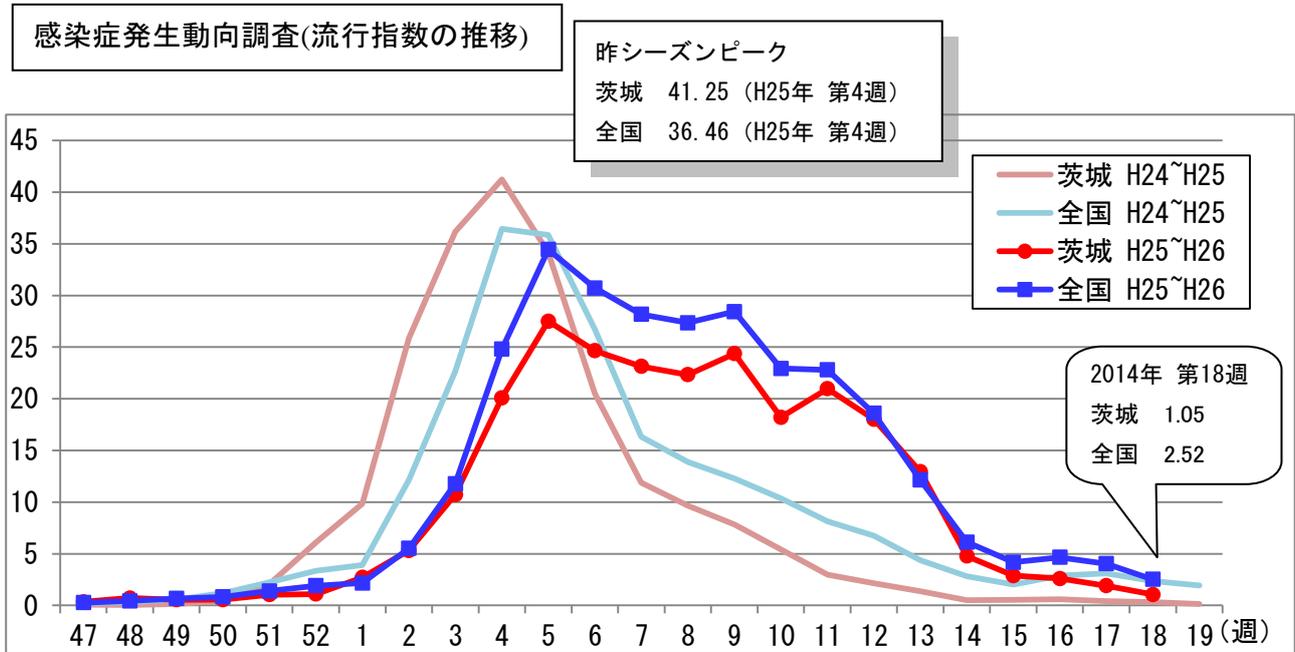
本県における平成26年第18週(4月28日～5月4日)のインフルエンザ流行指数は1.05(第17週は1.90)となりました。県全体としてみると、前週と比べ減少しています。また、全国の第18週の流行指数は2.52でした。

保健所管内別では、特に竜ヶ崎保健所と土浦保健所管内の報告数が減少し、第18週では全保健所の流行指数が減少しました。(警報解除基準値:10.00)

県のインフルエンザ警報が解除されて1か月経過しましたが、第18週においてインフルエンザによる学年閉鎖等の措置をとったところがいくつかありました。

注意報は解除されましたが、引き続き県民の皆様には「手洗いの励行」「咳エチケットの実践」等インフルエンザの予防をお願いいたします。正しい手洗いポスター・咳エチケットポスターを保健予防課のホームページに掲載していますので、是非御活用下さい。

今シーズン、県衛生研究所において実施したインフルエンザウイルスの検査結果は、インフルエンザを検出した185検体のうち、AH3(A香港型)が54検体(29.2%)、AH1pdm09が61検体(33.0%)、B型が70検体(37.8%)となっています。



インフルエンザの流行に関する警報・注意報について

- ① 流行指数が基準値(注意報:10 警報:30)を超えた保健所区域には「地域注意報」又は「地域警報」を発令します。また、県全体において流行指数が基準値を超えた場合には、「県全域注意報」又は「県全域警報」を発令します。
- ② **注意報**：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があること、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。
警報：大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。
なお、警報の解除は終息基準値(10)を下回ったときになります。

《各保健所管内のインフルエンザ流行状況》

保健所	定点数	調査期間： H26. 4. 28～H26. 5. 4 (第18週)			調査期間： H26. 4. 21～H26. 4. 27 (第17週)		
		患者数	流行指数 ※1	注意報・警 報の状況	患者数	流行指数 ※1	注意報・警 報の状況
水戸	17	10	0.59 ↓	－	14	0.82	－
ひたちなか	8	8	1.00 ↓	－	9	1.13	－
常陸大宮	8	12	1.50 ↓	－	14	1.75	－
日立	11	10	0.91 ↓	－	16	1.45	－
鉾田	5	1	0.20 ↓	－	9	1.80	－
潮来	8	8	1.00 ↓	－	15	1.88	－
竜ヶ崎	14	17	1.21 ↓	－	59	4.21	－
土浦	13	13	1.00 ↓	－	31	2.38	－
つくば	10	17	1.70 ↓	－	18	1.80	－
筑西	10	14	1.40 ↓	－	20	2.00	－
常総	8	3	0.38 ↓	－	5	0.63	－
古河	8	13	1.63 ↓	－	18	2.25	－
県全体	120	126	1.05		228	1.90	

※1 インフルエンザ流行指数は1定点あたり1週間の患者数

$$\text{インフルエンザ流行指数} = \frac{\text{インフルエンザ定点において1週間の間にインフルエンザと診断した患者数}}{\text{インフルエンザ定点数}}$$

・インフルエンザ定点数は県内に120医療機関

《備考》

インフルエンザの予防について

～ひろげるなインフルエンザ！ひろげよう咳エチケット！～

◆ インフルエンザにかからない、うつさないための対策



☆帰宅時の手洗い
手にウイルスがついたままに
しないことが大切です

☆咳エチケット
咳やくしゃみをする時は
鼻や口をおさえましょう
マスクをしましょう

☆予防接種



◆ インフルエンザにかかった場合の対応

- ・ 早めに医療機関を受診して治療を受けましょう。
- ・ 安静にして、休養をとりましょう。特に、睡眠を十分にとることが大切です。
- ・ 水分を十分に補給しましょう。お茶やスープなど飲みたいもので結構です。
- ・ 一般的に、インフルエンザを発症してから3～7日間はウイルスを排出すると言われてい
ますので、その間は外出を控えましょう。

2014年5月9日作成
茨城県感染症情報センター
(茨城県衛生研究所企画情報部)
TEL 029-241-6652